

新たな電波試験制度の創設

- ・第4次産業革命の技術革新が進展する中、IoT、ドローン、ワイヤレス電力伝送等、新たな製品・サービスが実現しつつあるが、これらの技術のほとんどは電波による無線技術を利用している。今後新たな無線技術が加速度的に発展していくことが見込まれるが、革新的な無線技術を開発するためには迅速・柔軟な実証実験を行うことが不可欠である。
- ・このため、特区において、混信や人体防護に配慮した適切な管理を行うことを前提としつつ、これまで以上に迅速かつ柔軟な電波試験制度を創設することで、世界に先駆けた無線技術の実用化を推進していくため、次期通常国会に提出する特区法改正案の中に、電波法の特例措置等の必要な規定を盛り込む。
- ・具体的には、下記の制度設計とする。

(1) 区域計画及びみなし免許

- ・区域会議は、事業者等の要望を受け、無線技術の実証実験に係る区域計画を定める。区域会議は、事業者の実証実験の計画が区域計画の範囲内であることを確認し※、その範囲内であると認められる場合は、実証の対象となる無線設備について電波法第4条の無線局の免許を受けたものとみなす。

※現行の電波法では、無線局の免許申請は設備利用者ごとに行う必要があるが、区域会議に提出する実証計画は、設備利用者ごとに行う必要はなく、実証を主催する事業者が行うものとする。

- ・区域計画の策定においては、総務省との協議・同意を必要とする。
- ・区域計画を迅速に策定するため(2週間～1か月を目途)、当該計画の策定前にすべての混信可能性を網羅的に把握して調整を行うことは求めない※1。ただし、実証実験による混信の可能性が十分に低いといえる程度に抑えるため、一定の基準を設ける※2。当該基準は、サンドボックス実施計画において事案ごとに個別具体的に定める。

※1 必要に応じて、一定の混信可能性の確認を行う。例えば、混信可能性のある者に事前に通知し、10日といった短期間の異議申立期間を設け、異議がない場合は混信が無いものと推定する等。

※2 例えば、実証の目的、地域、周波数帯、空中線電力等の技術要件を定めること、または米国等で承認が得られていることといった基準とすることが考えられる。

- ・他方、区域計画において、事後的な措置を設ける。具体的には、第一に、混信等による影響を受けた者が区域会議及び実施事業者に対して苦情を申し立てることができる「苦情申立制度」を設ける。第二に、問題が生じた場合に、実施事業者が自主的に実証を一時停止する義務及び区域会議が実証の停止を命ずることができる等の措置を設ける。

(2) 電波法第三章の技術基準の特例

実証で利用する無線設備については、電波法第三章の技術基準を適用しない旨の特例措置を設ける。

(3) 無線従事者の特例(電波法第39条)

区域計画において、実証で利用する無線設備のうち簡易な操作が可能なものについては、無線従事者の設置を不要とすることを定められるようにする。

(4) その他特例措置

その他、電波法第六章の総務大臣の監督に係る規定を適用しない等、特区法で上記の特例措置を設けることに伴い必要となる特例措置を設けることとする。

(5) 実証事業終了後の措置(附則等で記載)

実証実験の終了後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得を可能とするなど※1、実証実験の結果を踏まえて問題がない場合には、政府は当該技術の実用化に向けて速やかに電波法上の必要な措置を行うものとする※2。

※1 平成29年5月23日規制改革推進会議「規制改革推進に関する第一次答申～明日への扉を開く～」4. ⑥才参照

※2 実証実験終了後に速やかな実用化が見込まれる無線技術については、区域計画の策定の際に、実証により電波法上の制度整備を行うために十分な情報を得られる計画となっているか否かを検討する(対象地域における実証で問題が生じないことにより、全国における実用化が可能か等)。